

平成22年度 第1回 岡山県ハンセン病問題対策協議会 議事録

平成22年5月17日(月) 13:30~15:30

ピュアリティまきび 3階 飛鳥「あすか」

1. 開会

(事務局・原田)

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます、ただ今から「平成22年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会」を開催いたします。最初に、健康推進課長の則安からご挨拶申し上げます。

(挨拶・則安健康推進課長)

委員の皆様には本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。また平素からハンセン病問題を始め様々な県保健福祉行政の施策推進にご協力ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。今年度は組織再編があり、従前の健康対策課、対策というのは課題に対す対策のイメージが強いため健康推進課、健康を更に進めようと前向きな名称となり、我々も心新たに取組んで参りたいと思います。また、先般、皆様方におかれましては、ハンセン病市民学会が開催され、大変盛況でありました。ご尽力いただいた方々が多いことと思います。私も県職員にとっても、こういった問題は二度と繰り返してはならないものであるため、全職員に同会の開催と同会への参加の周知をし、参加した職員からは、ハンセン病問題がほんとうによく解ったというような感想を聞いております。私も頭では解っていましたが、黒川温泉宿泊拒否事件1つを取ってみても、外野側からみる痛み、当事者の痛み、このギャップが大きな問題を起す根深い問題があるものと感じたところでございます。このハンセン病は疾病としての問題はほぼ解決しておりますし、医学的にも全く問題ないものと認識しております。県としては、過去の政策により起こった差別・偏見を払拭するための正しい知識を普及啓発し、この問題が二度と引き起こされないよう、多くの方々に理解してもらう必要があると考えておりますし、今後の人権問題を考えるうえでも決して忘れてはならない出来事だと認識しております。県としても今年度も引き続きこの問題についての普及啓発に取り組んでまいりたいと思っております。入所者の皆様方には語り部として、ソーシャルワーカーの皆様方には入所者の社会復帰支援として、ご協力をお願いいたします。

皆様方には今後のハンセン病問題対策の諸事業について議論いただき、今後の取り組みをより良いものとしていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局・原田)

それでは協議会会長の議事の進行をお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

2. 議題

挨拶（会長）

皆さんこんにちは。先ほど課長さんのご挨拶にもありましたが、第6回ハンセン病市民学会が大成功でありました。各委員の皆様や、社会復帰支援員のみなさんなどが、この会の実行委員として、またパネリストとして、また分科会の細部に至るまで、ほんとうにご尽力をいただいたおかげで大成功に終わりました。実行委員会のメールによると約1300人という数字が出ており、市民学会への参加人数がだんだんと増えている、これはこの問題を風化させていけない上で非常に重要な意味を持つものだと思います。と同時に私が非常に嬉しく思ったのは、ボランティアが最初は50人集まればいいかと思っていましたが、大島青松園も併せて300名のボランティアが、当日も駆けつけてくれました。これはこの問題がいかに大きな問題であるかということ象徴しているし、勇気づけられたとも思っております。また、岡山県から石井知事の挨拶をいただき、そして物資の両面から支援もいただいたこともあり、これらも大成功の1つであったと思います。ハンセン病問題基本法を現実化していくために今回の開催は意味ある会でありましたし、今年度はハンセン病問題の解決に向けて大きな意義あるスタートの年であったものと思っております。

私事ですが、熊本地裁判決の後、この協議会が立ち上げられ、ずっとこの会の会長を務めさせていただいて異例の長さになっております。これからもハンセン病問題はもちろん、この会に関わってこの問題の正しい理解を進めるうえで私なりに頑張っておりますが、会長の職はここらあたりでバトンタッチさせていただけたらと思います。新会長は岡山県の人権政策審議会の委員もされております。また先日のハンセン病市民学会の愛生園であったハンセンボランティアに関する分科会の司会もされ、この学会の成功にご尽力いただきました。皆様、いかがでしょうか。

（委員全員賛成）

それでは、これから議事の進行は新会長にお願いいたします。どうもありがとうございました。

（会長交代）

挨拶（新会長）

今、皆様方のお話をお伺いして、重要な役割であることを改めて認識しました。偉大な方の後を引き受けるということは本当にいいのかどうか悩みましたが、やはり私も学生時代から人権ということが気になっておりまして、様々な人権というものが、いろんなところで繋がってリンクしており、それをきちんと議論し進めていかないと解決しないのではないかと思っております。そうした意味で私のライフワークの1つとして、がんばってやらせていただきたいと思っておりますので、一緒に解決する道を考えて行きたいと思っております。よろしくお祈りします。先ほど南先生からお話いただきました、ハンセン病市民学会での分科会Cにおいて司会をさせていただきました。みなさんがいろいろな思いを話されましたが、それは支援する側の思いであって、そこで生活しておられる方の視点というものをもう少し考えていかなければならないのではと。入所者の方々が少なくなっていく中で、ボランティアをするためのボランティアであってはならないはずだと感じました。

頑張ってくださいですので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

2 (2) 平成21年度ハンセン病問題対策事業実施状況について

(会長)

それでは議題に入らせていただきたいと思います。まず初めに平成21年度ハンセン病問題対策事業実施状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局・原田)

<平成21年度ハンセン病問題対策事業実施状況について説明：略>

(会長)

ありがとうございました。それでは教育庁の取り組みとして、教育庁人権教育課の谷名委員の方から説明願います。

(谷名委員)

資料の3ページにあります「道徳副読本問題が提起した偏見・差別の無意識な助長に配慮し、学校教育の中の人権教育において取り上げること」について、邑久光明園名誉園長の牧野先生による講義と入所者の方の講話と居室訪問等を通じまして、ハンセン病についての正しい理解を図る趣旨で交流研修会を行っております。小・中・高等学校・特別支援学校の教職員を対象とした人権教育交流体験研修会で、これは平成20年度から23年度までの4年間で、県下の学校を計画的に指定し、ハンセン病、犯罪被害者、障害のある人から一つを選択して参加できるようにしており、ハンセン病については、昨年度は邑久光明園において10月2・16・23日で実施し、参加者は72名でした。また、市町村から推薦を受けた市町村人権担当者等を対象とした人権教育啓発指導者講座ですが、これは人権施策推進課と共同で実施しているもので、その中に園との交流があり、昨年は7月10日に邑久光明園に行かせていただき、参加者35名でした。各種研修会でのリーフレットの配付等については、様々な研修会等で配付・説明をしております。そして、人権教育指導資料の活用の促進等につきましては、私ども人権教育課におきまして、ハンセン病学習に従事する者が授業等で活用できるよう人権学習ワークシート集の上巻でハンセン病問題を取り上げており、視聴覚教材とともにウェブページ等で紹介をしています。また、ハンセン病療養所入所者との交流体験学習の事例を載せました人権教育実践事例集環境づくり編をこの3月に作成しました。これらは県内の小・中・高等学校・特別支援学校・市町村教育委員会に配付いたしました。また、厚生労働省が作成したパンフレット「ハンセン病の向こう側」についても研修会で紹介しております。

(会長)

ありがとうございました。それでは引き続きまして社会復帰支援員の活動について、当協議会にオブザーバーとして参加していただいております代表支援員から報告をお願いします。

(支援員)

社会復帰支援活動は平成14年から8年が経過しようとしています。支援員は、岡山県医療ソーシャルワーカー協会の中に、長島愛生園・邑久光明園ソーシャルワーク支援プロジェクトを立ち上げて、両園に月2回ずつ2人1組で派遣しております。昨年は32名がこの活動に協力してくれましたけど、今年は30名の協力により活動しております。去年の活動実績は、相談実人数は、愛生園が12名、光明園が8名、合計20名、延べ相談件数は、愛生園が69件、

光明園が57件、合計126件となっております。活動日誌からの抜粋ですが、園の看護師や介護職員の定年退職後の補充があまりないということが、入所者の間で非常に不安感があり、将来自分たちはどうなっていくのだろうかと思っている方が増えておられ、そのような訴えが多くなっております。また、活動当初から、すごくしっかりして居られた方も、だんだん物忘れがひどくなったり、話の脈絡がなくなって同じ繰り返しになったりと、気になる方々が少しずつ出てき始めたというのが感想です。そういうことを懸念いたしまして、できるだけ自分自身づくりができたらと思い、今2人の方が挑戦しておりますが、こうなると本人も大変頑張ってくださいまして、今まであちこち飛んでいた話がまとまるようになってきており、今後も継続して行こうかと思っておりますが、遊びに行かれたりして中断するのであまり進んでおりません。それから、療養所外で生活されている社会復帰者の方は、今のところマイペースで非常にいきいきと生活されておられますけれども、お一人障がいがありまして、手先や足先の感覚がなくなり、私たちにとっては何でもないことが、ご本人にとってはとても不自由なことになっており、例えば、ポットの湯をこぼしてやけどしても、それに気付かないという危険なことがあります。また、私たちの訪問を待たれて用事をためられて、これをして欲しいと1月に1回の訪問を待たれているので、1月に1回では困られるだろうと思って公的なサービスをお勧めしてみますけれども、なかなかそれは利用されないの、気長にお話して行こうかと思っております。今後の課題ですけれども、社協サービスが月曜日から金曜日まで各園毎日に入っておられます。私たちは月に2回しか行きませんが、その社協との活動と連携できて、よい活動ができないものかと思っております。また、先ほどから皆様お話をいただきましたけれども、ハンセン病市民学会では、ボランティアとして21名の支援員が参加して、全国的なハンセン病外来の取り組みであるとか、多くの方々が活躍されている実態を目の当たりにしまして、気持ちを新たにしたところです。以上でございます

(会長)

ありがとうございました。以上、ご説明いただいたわけですが、これにつきましては、何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

(委員)

谷名委員にお聞きしたいのですが、道徳副読本問題とは、どういったものですか。

(谷名委員)

岡山県の小学校6年生の道徳の教材に、ハンセン病について「一日も早く療養所に入所させなければならない」という記述がございました。これについて、ハンセン病に対する認識が正しくできていないという指摘がありまして、それを改めたところであります。

(委員)

熊本地裁判決の直後のことですね。

(谷名委員)

2001年の頃だったと思います。

(委員)

質問というよりはむしろ要望ということになりますが、毎年、実施状況を説明いただく際に、数値として報告がありますが、先ほどの代表支援員の報告にありましたように、数値の報告だ

けでなく、例えば参加した子ども達からこういった感想があったとか、その中でどういう特徴的なことがあったのかも踏まえて報告いただく方が、検証しやすいかと思います。それらについて今日は何かデータはお持ちでしょうか。もし仮にないのであれば、是非とも来年度からの報告の際に、もう少し中身に立ち入った報告をいただきと思います。

(会長)

ありがとうございました。私も、ある別の委員会で同じような報告を受けました。いま研究者達の論文を見ると、アンケートをとってデータを取ってそれで終わったみたいな感じですが、それはそれでいいですが、もう少し内容が見えてくる形でお話いただいた方が見えてくるのではとっております。データを並べることも大事ですが、比較するデータがあって内容がどうなのかがむしろ大事であると思っております。みなさまのご同意がいただけるのであれば、次回からは数字の後には、必ずコメントを入れて資料を作っていたいただきたいことと、3つ以上の比較するグラフを出す際には、経費節減はありますが、白黒だとわかりにくいので2色や3色など色を使っていただき、見てよく解り、聞いて理解できるもの、具体的な意見があり具体的な取り組みがある方が、先に進めるためには大事なことだと思います。ご意見ありがとうございました。他には何かありますでしょうか。

(事務局・原田)

先ほどの則武委員のご質問ですが、講演会等に参加した小学生の感想として、「こういったことがあったことを知らなかった」というのがまず第1点、それをお家に帰っておばあちゃんに話をしたら「そうか」ということで、そのおばあちゃんは園に行きゲートボールをするようになった等の話を聞いております。やはり子どもから正しい知識を教えていき、それが子どもだけにとどまるのではなく、子どもを通してその両親・祖父母へと普及啓発の効果があるものだと感じております。

(会長)

ご説明いただきありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。

(委員)

語り部講演の開催の報告をいただいておりますが、県北では4校ということで、県北での啓発活動が遅れているような気がします。県南の方は各園に来られて研修されていますが、県北の方は移動時間の関係で、園に来られての研修は時間的に取れないという問題がありますので、県北での啓発に力を入れていっていただきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。バランスというものは大事でありまして、とても大切なご意見だと思いますので、これからもよろしくお願ひします。その他何かありますでしょうか。

(委員)

パンフレットの配布とかDVDの配布とかどれくらい出ているものなのでしょうか。

(事務局・難波)

パンフレットやDVDは他県から問い合わせがあったりしたら送っておりますし、語り部講演ではパンフレットを配布しております。去年はDVDの問い合わせが2・3件はありましたので販売元を紹介しております。

(事務局・原田)

パンフレットの作成部数は、昨年度はかなり作っております。部数の方は、いま手元に資料がありませんので、またわかり次第報告させていただきます。→平成21年度は64,000部作成

(会長)

また後ほど調べていただくということで、他に何か、ご意見、ご質問、ご要望はありますでしょうか。

それでは続きまして、平成22年度ハンセン病問題対策事業実施計画案について、事務局から説明願います。

2 (3) 平成22年度ハンセン病問題対策事業実施計画について

(事務局・原田)

<平成22年度ハンセン病問題対策事業実施計画案について説明：略>

(会長)

ありがとうございました。それでは教育庁の取り組みとして、谷名委員の方から説明願います。

(谷名委員)

基本的には昨年度から引き続きの事業となります。説明：略

(会長)

ありがとうございました。以上、ご説明いただいたわけでありますけれども、事業計画につきまして、何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

(委員)

道徳副読本問題の提起は10年近く前のことで、単に無知で間違った記載があったということでもあり、それを毎年毎年、反省を込めて書かねばならないのかわからないのですが。もう少し前向きに、こういうことは繰り返さないでいいと私は思うのですがいかがでしょうか。

(会長)

みなさん、忌憚なきご意見をいただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

(委員)

実はこの道徳副読本問題は、私がハンセン病国賠訴訟の弁護団として事件に関与していたころ、熊本地裁の判決が下りた直後に、ある父兄の方から、岡山県の道徳副読本の中にこういう記載があるという情報が持ち込まれ、それをマスコミ等で報道されたという経過があります。確かに、これはもう10年前のことですので、毎回このことを再認識して、人権教育の柱に据えることがいつまで続くのかということがありますが、私はこのハンセン病問題というのは、ハンセン病の問題に留まらず、人権の問題を考える原点のような問題だと思います。例えば、今回のハンセン病市民学会で盈進（えいしん）高校がいろいろな調査をして、ハンセン病の問題が現代にとってどういう意味があるのかを分析しておりました。例えば、いろいろな新しい病気が起こった時に、今の日本においては、いかに病気から社会を守るかという観点が強調され、患者さんの人権を無視したような問題を繰り返すというような、しかし、行政としては社

会防衛に配慮していかなければならないことは仕方のないことで、その一方で、患者さんは病気に加かって苦勞をなさっているわけですし、その人達が差別やいじめを受ける世の中であってはいけないのです。したがって、私は今回の道徳副読本問題というのは、確かに過去の話かもしれないけれども、極めてその教訓を胸に刻んで、二度と過ちを繰り返さないという意味で、重要な問題を岡山県に提起してくれているという気がします。したがって、いつまで何回も同じ問題を繰り返すのかということはその通りなのですが、だからこそ、現代的意味がある問題であるという気がいたします。私個人の意見を言わせていただきますと、この問題はきちんと毎回確認をして、二度と岡山県が教育の場で過ちを犯さないことを心に刻む、そういう問題ではないかと思います。私は、いろいろな場でハンセン病の問題について講義する際に、ヴァイツェッカーという西ドイツの大統領が、ナチスがしたユダヤ人の虐殺の問題に関して「過去に対して盲目であるものは、現在に対しても盲目である」という演説をされており、その言葉を引用するのですが、やはりハンセン病の問題はそういう意味を持っているという気がしますので、私はこの問題はこの問題として、きちんと取り組まれるべきと思います。それが私の基本ですけれども、その事を毎年反省するのはそのとおりでして、積極的に人権教育をする際に、もっと前向きな観点でこういうことをアピールしたらどうかというご趣旨ならわかるのですが、やはりこの問題は貴重な問題なので、忘れることが出来ない問題なのではないかという気がいたします。私の意見は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

このこととは直接は関係ないですけれども、私の入園は昭和16年で、その時に入園番号を付けられました。園内では名前ではなく入園番号で呼ばれ、治療する際も名前を忘れても番号を忘れたら取り上げてもらえないとか、将来結婚しようと思っても自分の登録番号がないと結婚できないとか、非常に厳しい時代が長く続き、患者の気持ちを考えておらず非常に不快に感じました。当時、衣類が3年か4年に一度の配給制だったこともあり、仕事する側としてみれば、整理番号ということで便利で使っていたものと今は思いますが、使われる側としては非常に傷つけられ、私はハンセン病でここに入れられたんだ、ということは何年経っても何十年経っても思い出します。最近はそのようなことは無くなっているけれども、非常に厳しい中で私どもは生活をしてきたわけです。これは今までとは直接関係ありませんが、そういう当時の国の強制隔離政策の中で過ごした人間の話の聴いてそれを思い出して、そういう風な印象を持っている方はたくさん居られますので、昔のことをあまり掘り起こさないように前に進んで行ってもらいたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。どなたのご意見もすごく深く意味あるご発言だったと思います。悔い改めた方に対して更にまた提起することもどうかと思いますし、やはりこれは歴史としてきちんと認識しておかなければならないとも思いますし、人として接して欲しかったという過去の事ばかりではなく極力新しいことを入れていただきたいとのことで、それらを含めてこの協議会の中で議論できたらと思います。貴重なお話だったと思います。

(委員)

今の話を振り返って、このハンセン病の問題はハンセン病だけに留まらず、あらゆる感染症の問題であるとか、精神障害のある方であるとか、他の人権の問題と絡む問題であると思います。岡山県がこの道徳副読本問題に関して、これを1つの教訓として交流研修会とか各種研修会をなさる際に、一ハンセン病の問題に留まらずに、これを現代に置き換えたときにどういう問題なのかを研修されるべきだと思います。この副読本問題は10年前の問題ですけれども、現時点で自分に置き換えたときに、身近にどういった問題があるのかとか、そういう啓発とか教育をされれば悔い改めた方に対しての更なる提起も生きてくるのではないかと思います。そのあたり実際の研修というのはどうなんでしょうか。

(谷名委員)

おっしゃられたことを踏まえてハンセン病の問題に対する交流研修を始めたのですが、教育委員会としてはハンセン病の問題も含めまして人権教育推進プランを平成19年に作成しました。その中には課題が13あり、同和問題、女性の問題、子ども、高齢者、障害のある人等の問題もあり、そういったものを含めて、いろいろな場において研修を積極的に進めているところでもあります。また交流研修も、ハンセン病療養所入所者の方に加えて、犯罪被害者等、傷害のある人との交流も実施しており、総合的な人権教育の推進を、現在はやっているところでもあります。

(委員)

先ほど報告いただいた事業実施結果や事業計画の時に、今のような説明をいただければ、ハンセン病の問題に留まらずに総合的な人権問題の研修に取り組まれていることがわかりますので、そういう内容も説明いただけたら我々にはわかりやすいです。

(委員)

やはりハンセン病問題は愛生園や光明園へ行って、そして入所者の語り部の方々の話を聴いて、愛生園の歴史館や光明園に新しく出来た資料館へ行って、人権侵害の具体的な事実から人権問題を学び、考えていくことに大きな意義があります。とりわけ岡山県の場合には長島愛生園と邑久光明園と隔離を目的とした療養所が2つもあって、高齢の入所者の方々には大変ご苦労ではありますけれども、語り部の方々のお話を聞くことによって、学校で先生や生徒が人権問題を我が事として、他の病気やいろいろなことと引っかけた自分のこととして、人権問題を学習するにはいい機会であり、このハンセン病問題を人権教育の推進に位置付けて進めてこられたので、これからもそれでやっていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

園においでくださった方々に、まず私がお話させてもらうときに、今年度から精神疾患の問題、特に優生保護法との関係など、ハンセン病だけでなく一般の差別の問題として触れるようにしています。この報告の中に、各種研修会とありますがどんな研修会なのでしょう。

(谷名委員)

県教育委員会としては様々な研修会を行っておりまして、人権教育に関する研修会を総合教

育センターで、各学校の人権教育担当者等を対象として行っており、その場で先ほど説明したリーフレットや冊子を活用して説明しております。この報告書に出ている交流会とはまた別のものであります。

(会長)

ありがとうございました。人権差別の解消に向けて様々な対策を行っていただいておりますが、教育委員会で行っておりますこの取り組みが何故かといいますと、今の大学生の大半はこの問題について知りません。知らないということでもいいのでしょうか。ただ、知らないので彼ら彼女らには差別偏見がないわけです。しかし、それでいいとしてしまうと、それは風化させてしまうことです。間違っていることははっきりしていることですから、この事を幼い時からきちんと教え、伝え、それが他の事にも繋がっていくことを人権教育していただくことは非常に大事なことだと、私は思います。精神疾患やP SW（精神保健福祉士）がなぜできたかということは、やはり人権差別が1つの要因としてあるわけですから、物事がどうして起こったのかは、子どもの時にしっかり理解していないといけないと思います。初めに人権ありきと、よく言われますけれども、私はそうは思いません。人権は環境や大人達が作ったものであると、私は思っておりますので、そここのところは我々大人が反省を踏まえて過去のことは正しく伝える役割は教育の現場ではないかと思えます。我々の親がちゃんと教えてくれたかというところではなかったですし、そしてそのことを逆に言えば我々は植え付けられた、そこから抜けるためにも我々は苦労したこともありますので、教育の持つ役割は正しく理解するために歴史をきちんと伝えていくということを踏まえて、今やっていることを続けて行っていただきたいと、私は思います。

せっかくの機会ですので、その他ご意見等ありましたらどうぞおっしゃってください。

(委員)

質問ですが、RSKの啓発番組があると報告をいただき、とてもいいことだと思いますが、これは県から放送局へ働きかけているのですか。

(事務局・原田)

いいえ、これは働きかけではなくて、本日出席の安永委員に予算をお願いしまして付けていただきました。そのいただいた予算の中で、当課が番組の企画をさせていただき、山陽映画に番組の制作をお願いしたものであります。

(会長)

ありがとうございます、その他何かありますでしょうか。

(委員)

教育関係の啓発でたくさんの生徒が来て、あとで感想文を送ってくれたものを読むのですが、「ハンセン病への差別はいけない」とか「ハンセン病はうつるものではない」など、こちらが言ったことのオウム返しでそれ以上のものがないように感じます。過去に学んで現在にどう生かすかが一番大切なことで、そこまで考えることができる中学生や高校生への教育が重要だと思います。県の約束でハンセン病の啓発事業に限定して行わねばならないのかもしれませんが、そういう束縛から少し離れて人間の根っこにある偏見や差別の心を無くすことを目標にしてほしい。偏見差別に対する教育はハンセン病以外でも行われていますが、ハンセン病には療養所

という形があり入所者が現にいらっしゃいますから、教育しやすい条件が整っています。前向きなお手伝いをさせていただきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。私も同じことを感じておりました。私の大学に中学生や小学生に福祉の体験をしてもらえるところがあります。ここで我々が一番感じることは、この日の前までに引率される先生が、その日にすることをどれだけ理解されておられるか、そしてその体験したことを持ち帰ってそれを共有する時間を持っておられるか、それをすることによって新たな思いがいろいろ出てきます。障害のある人はかわいそうなんだとか不自由なんだとか、確かに不自由なんですけれども、そのことは不幸ではないはずなのに、なんだかかわいそうなことが起こって来るとしたら、それはむしろ子供たちの教育の前にそれを指導される先生方がどれだけ理解されていて、それをかみ砕いて子供たちに伝えているかが問われると思います。体験すればよいというものではない、それは違うのではないかということをして先日、学生達と話をしたところでした。事前の資料や事後に反省すべき点とか感じたことを書くようなものを作って渡しておこうとか、そういったことまで受け入れ先がするというのはいかがなものなのか、教育というものはその時だけすればいいというものではなく、自習、予習、復習というものがあって初めて身につくということからすれば、そういうことは必要ではないかと思えます。人の体験は自分が感じたことが間違っていたとしてもそれが自分の原体験となっていくわけですから、そのところで指導される先生が意見を聴いて、たくさんの意見の中から、客観視できてくるものではないかと思うわけであります。そういう意味では、取り組みの姿勢、それとそれを研修する時に「事前にこういうことは勉強して来いよ」と先生方からお話いただくと、もっともっと中身のあるものが出来るのではなかと思えるのです。もっと自分たちがまず学びに来て、それを理解した上で子供たちと一緒に来たときに、教育の効果はもっとあがりますので、そのようなこともお願いできたらと思います。

(委員)

今の話とは関連はありませんけど、愛生園の資料館に足首から下の補装具がありまして、足が入らない細いもので昭和25年に作ったものでした。あんな小さい補装具に足が入るかなと思ひ、義足を履いている人たちに聴いてみたところ、当時、義足を履くようにするためには、足に包帯を巻いて足を痩せさせて細くしなければならなくて、太ったら履けなくなる。太った場合にどうするのかとお医者さんに聴いたら「おまえらは義足に足を合わさんかい」と言われた。足が太ったら新しい補装具を作り直すのではなく、これに足を合わせなくてはならない。そうすると一日に何時間も足に力一杯包帯を巻いて、そして足がしびれたら包帯を取ってしびれが自然に治るまで待つ。治ったらまた巻く。一日に4回も5回も巻く。そしたら小さい補装具に足がはまるようになる。そういうことを先輩から教わって、義足になった方は、義足を履くたびにそういうことをしてきた。愛生園の医療の義足というのは、昭和6年から昭和25年までブリキの義足を器用な患者さんが作った。義足は伸びたり縮んだりして便利でいいけれども、足をちゃんと作らないと立つとるわけにはいかない。でも入園者の中では足を作る技術も何もできないし、施設の方も足を作るようなことはなかった。足を踏ん張らないと立っておられない、そんな状況が戦後まで続いた。それを改良するまでには、ずいぶん時間がかかった。

つまり、そういう義足で足を締め上げないと生活ができないとわかっているにもかかわらず改良してくれない。それが改良されたのが昭和40年。たまたま自治会の用事で多磨全生園へ行ったとき、義足の更新はどうしているのかを聴いたら、担当のお医者さんがちゃんと見てくれて足に合わせて作ってくれるという時代になっていた。でも愛生園ではそういうわけにはいかなかったもので、多磨全生園へ転入して、新しい義足を作ってもらって愛生園へ帰ってくるということが、続いたようです。そのぐらい当時のハンセン病患者は人権もなければ、聴いてくれることもできなかった。そういったことを学校の中で、直接そのままではなくても、他のことを引用してでも、今の時代になるまでには、こういう経緯があったことをわかってもらえればと思います。将来のためにも。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

補装具1つとってもいろんな歴史があって、それを現場でお話を伺うということは非常にいい機会として、重要だと思います。この前のハンセン病市民学会で2日目の分科会で、自治体がこの問題に対してどう果たしていくかということがテーマとして、そのパネラーの一人に熊本県にある菊池恵楓園の地元自治体の合志市（ごうしし）から参加された方が居られて、その市の方も中心になられ、恵楓園の将来構想を検討されておられます。その将来構想は、予算に関係なくやれることをやろうというスタンスで検討されていて、熊本県も参加されているということです。その中に、事業主体ごとの啓発の中に、菊池恵楓園と関係の深い医療刑務所跡を、人権啓発センター等の人権交流啓発を行う拠点施設として整備を行い、利活用を図るというプランが出されていて、ハンセン病問題だけではなく、人権問題を学ぶ1つの拠点にして活用したらどうかという提案でした。これは国との関わりもありますので、市が決めたからといってすぐにはできないと思いますが、少なくとも県の教職員の方の啓発を行う際に、ハンセン病問題に限らず施設を利用することで、そこで入所者の方々の話を聴いて人権全体を学んでいくという思想というものも大切だと思いますので、是非とも取り組んでいただきたいと思いたすし、私は当初、ここの長島の将来構想を考える時に、それは1つの切り口になるのではないかと思いますので、ご紹介いたします。

(会長)

ありがとうございました。様々なご意見、ご要望がございましたけれども、それも次回の時にも精査して、やって行きたいと思っております。いかがでしょうか。その他にご意見等ございますでしょうか。

(委員)

先ほどお話しがありました医療刑務所ですけども、菊池恵楓園自治会の方から署名の用紙が来ております。組合関係、自治会関係が動いておりますので、10月までと言われておりますが、光明園の場合は6月ぐらいには署名をして送り返そうと思っております。

(会長)

御報告をいただき、ありがとうございます。それでは次に進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。続きまして、当協議会の公開について、事務局から説明願います。

2 (4) 当協議会の公開について

(事務局・原田)

審議会等の設置及び指針が、今年の4月に施行されております。その指針の抜粋を資料として付けさせていただいておりますが、基本的には審議会等につきましては、法令等で非公開とされている場合を除き、公開をするように県として指針を出しております。ただし、一部につきましては、公開をしないことができるとありますが、原則は公開であります。公開または非公開の決定については、審議会等で行うとなっております。当協議会を公開とするか、非公開とするのか、ご審議をいただきたいと思っております。できましたら、公開でお願いしたいと思っております。公開の方法は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うこととなっております。あらかじめ一定の傍聴席を設けて、本日の会議資料を提供させていただけたらと思っております。会議を開催をするに当たりまして、会議開催の1週間前までに県のホームページに会議の開催案内を掲載して、事前に県民の方に周知するとともに、報道機関にも情報を提供するように考えております。周知する内容は、開催の日時・場所・議題・公開または非公開・傍聴を認める者の定員及び手続き・問い合わせ先等となっております。また公開しました審議会については、会議開催後、会議資料と議事録を県のホームページに掲載することとなっております。

(会長)

ありがとうございました。当協議会の公開について説明いただきましたが、当協議会を公開するか、公開しないかですが、公開してよろしいでしょうか。

(支援員)

社会復帰支援員の活動をいつも報告させていただいておりますが、特にプライバシーの配慮が必要となります。これについてはいかがお考えでしょうか。

(会長)

これについて、事務局のご見解はどうでしょうか。

(事務局・原田)

個人のプライバシーに関する部分につきましては、非公開とすることにできますので、これについては会議の中で時間を分けさせていただいて、ここからはプライバシーに関する部分で公開できませんので、一般の傍聴者には退席をお願いすることも可能でございます。そういったご意見をいただければ、その部分は非公開とさせていただき、残りの部分は、こういったハンセン病問題の意識を一般の方にも広く知っていただくという意味でも、公開は意義あることと考えております。

(会長)

内容によって、会議の中身を分けるという形でご賛同いただけますでしょうか。やはり、我々が知っている内容については、知る権利というものが当然あるわけですから、我々はきちんと審議しているということをお伝えすることが必要でありますので、今のように内容を非公開にする部分もあるけれども、知らせるべきことは知らせるという形で、公開としたいと思っております。

予定されていた議題は以上でありますけれども、その他にかございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、議事を終了させていただきたいと思います。今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・原田)

今後の日程でございますが、年間2回程度の開催を考慮しておりまして、次回は何もなければ来年3月ぐらいの実施を考えております。また、いろいろご相談させていただきたいことが発生しましたら、開催を急遽お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(平松会長)

ありがとうございました。それでは、平成22年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上